

第9回いすみ市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年8月7日(木) 午後4時00分

2 開催場所 大原庁舎 3階 301会議室

3 出席委員(7名)

2番 麻生 等	3番 吉田 良和	8番 菰田 賢
10番 福山 博久	11番 吉野 一夫	12番 吉野 一義
13番 中村 好男		

4 欠席委員(6名)

1番 織本 幸一	4番 高橋 奈緒美	5番 吉清 哲司
6番 鳥山 喜六	7番 岩瀬 俊哉	9番 松崎 秋夫

5 提出議案

第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請について

第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4号 農用地利用集積等促進計画(案)について

その他

(開会 午後4時00分)

事務局 ただいまから令和7年第9回いすみ市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案は4つ予定しておりましたが、議案第2号の番号1及び議案第3号の番号10につきましては、申請者より取下願がありましたので議案から削除させていただきます。

それでは、定数の確認をさせていただきます。

本日の欠席委員は、1番 織本委員、4番 高橋委員、5番 吉清委員、6番 鳥山委員、7番 岩瀬委員、9番 松崎委員の6名であり、出席委員数は委員総数13名中7名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして麻生副会長よりご挨拶を申し上げます。

副会長 (挨拶)

事務局 それでは、いすみ市農業委員会会議規則第2条並びに第4条の規定により、麻生副会長に議長をお願いいたします。

議長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号3番 吉田委員、議席番号10番 福山委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1、譲渡人理由は高齢により耕作出来ないためです。譲受人理由は新規就農のためです。果樹・季節野菜等を計画しています。

申請土地、今関字正福寺、地目、田、〇〇〇〇㎡。権利内容は売買による所有権移転。図面番号は1です。

番号2、譲渡人理由は相続人不存在のためです。譲受人理由は農業経営規模拡大のためです。水稻を計画しています。

申請土地、新田字新土手、地目、田、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。図面番号は2です。

番号3、譲渡人理由は相続により取得したが管理出来ないためです。譲受人理由は農業経営規模拡大のためです。水稻と季節野菜を計画しています。

申請土地、岬町谷上字永津、地目、田、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。権利内容は売買による所有権移転。図面番号は3です。

番号4、譲渡人理由は高齢により管理出来ないためです。譲受人理由は農業経営規模拡大のためです。いちごの加工施設を計画しています。

申請土地、岬町鴨根字西ノ台、地目、畑、〇〇〇〇㎡。権利内容は売買による所有権移転。図面番号は4です。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1については、鳥山委員が欠席のため事務局の説明のとおり問題ないと報告を受けていますので、よろしくお願ひいたします。

次に番号2については、吉清委員が欠席のため事務局の説明のとおり問題ないと報告を受けていますので、よろしくお願ひいたします。

中村委員 次に番号3について、13番 中村委員の補足説明をお願ひいたします。13番 中村委員です。

図面を見ていただくと分かるのですが、3点ありまして真ん中にあるのが譲受人の家で、北側にハウス、左側に作業場とすぐ隣りが譲受人の土地ですので、耕作することに問題はないです。よろしくお願ひします。

議長 次に番号4については、私が現地確認しており問題ありません。

担当委員の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願ひします。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号は取り下げとなりましたので、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号ですが、説明の前に議案の訂正箇所がございます。

番号6の権利について賃貸借権に訂正をお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1、申請土地は荻原字糠田前の田〇〇〇〇㎡で上総中川駅の北に位置します。図面番号は5です。

申請土地は集団的に存在する農地であり第1種農地であると考えます。原則として許可できませんが、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設であることから例外的に許可できるものであると考えます。

農振除外、地域計画変更は済んでおります。

譲受人は近隣でジビエ料理を提供する簡易宿泊所を建設しており、事業用駐車場を計画しています。碎石を散布のみ行い埋立ては行いません。

権利の内容は賃貸借権設定です。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金と借入金にて賄います。

番号2、申請土地は荻原字八反目の田〇〇〇〇㎡で上総中川駅の北に位置します。図面番号は5です。

申請土地は集団的に存在する農地であり第1種農地であると考えます。原則として許可できませんが、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設であることから例外的に許可できるものであると考えます。

譲受人は近隣でドッグスポーツ用施設を運営しており、事業用駐車場を計画しています。整地のみおこない、埋立ては行いません。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

番号3、申請土地は深谷字南原の畑〇〇〇〇㎡で夷隅庁舎の北に位置します。図面番号は6です。

集団的に存在する農地であり第1種農地であると考えます。原則として許可できませんが、住宅で集落に接続して設置されるものであることから

例外的に許可できるものであると考えます。

農振除外、地域計画変更は済んでおります。

譲受人は市内の不動産業者で、建売分譲住宅2棟を計画しております。
埋め立て、整地を行います。

用水は市営水道、し尿及び雑排水は宅内に合併処理浄化槽を設置処理し
南側排水路へ排水します。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

番号4、申請土地は深谷字南原の畑〇〇〇〇㎡で番号3の道を隔てて反
対側です。全体の所要資金は〇〇〇〇円です。それ以外は番号3と同内容
ですので説明を省略いたします。

番号5、申請土地は大原字仲の台の田〇〇〇〇㎡で大原駅の南に位置し
ます。図面番号は7です。

一体利用地を含め事業用地は〇〇〇〇㎡で農地部分は網掛け部分、それ
以外は枠のみで表示してあります。

申請土地は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地であると思
えます。

譲受人は東京都の再生可能エネルギー設置業者で、一体利用地も含めて
蓄電池を計画しています。周囲にはフェンスを設置するなど安全対策を図
ります。

雨水は自然浸透処理します。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

番号6、申請土地は大原字神明原の田畑〇〇〇〇㎡で大原駅の南に位置
します。図面番号は7です。

申請土地は用途地域が定めてある農地であるため第3種農地であると思
えます。

譲受人は保育園のバス回転場所及び送迎の保護者の駐車場を計画してい
ます。

権利の内容は賃貸借権設定です。

全体の所要資金は〇〇〇〇円です。

番号7、申請土地は若山字大畑の畑〇〇〇〇㎡で西大原駅の北東に位置します。図面番号は8です。

申請土地はおおむね駅から500m以内に農地であるため第2種農地であると考えます。

転用用途は太陽光発電施設です。太陽光パネル168枚を設置します。周囲にはフェンスを設置するなど安全対策を図ります。

用水は設置無し。排水は雨水のみで自然浸透とします。

譲受人は太陽光発電事業者で、野田市ほか千葉県内外で数か所の発電施設の設置実績があります。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

他法令の関係は、いすみ市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱に関する手続きを環境保全課にて進めております。

番号8、申請土地は若山字南下野の田〇〇〇〇㎡で、番号7の北東に位置します。パネル枚数は144枚、全体の所要資金は〇〇〇〇円です。それ以外は番号7と同内容ですので説明を省略いたします。

番号9、申請土地は小沢字新橋の田〇〇〇〇㎡で浪花駅の北東に位置します。図面番号は9です。

申請土地は駅から300mの農地であるため第3種農地であると考えます。

転用用途は太陽光発電施設です。太陽光パネル156枚を設置します。周囲にはフェンスを設置するなど安全対策を図ります。

用水は設置無し。排水は雨水のみで自然浸透とします。

譲受人は太陽光発電事業者で、九十九里町ほか千葉県内外で数か所の発電施設の設置実績があります。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

他法令の関係は、電気事業法について経済産業省に登録済です。いすみ市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱に関する手続きを環境保全課に

て進めております。

番号10は申請者の都合で取り下げとなっております。

番号11、申請土地は岬町江場土字宮下の田〇〇〇〇㎡で岬庁舎の南東に位置します。図面番号は11です。

申請土地は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地であると考えます。

譲受人は市内の不動産業者で、埋め立てを行い資材置場を計画しています。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

番号12、申請土地は岬町江場土字宮下の田〇〇〇〇㎡で岬庁舎の南東に位置します。図面番号は11です。

申請土地は集団的に存在する農地であり第1種農地であると考えます。原則として許可できませんが、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設であることから例外的に許可できるものであると考えます。

譲受人は市内の不動産業者で、埋め立てを行い駐車場を計画しています。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1及び番号2について、8番 菰田委員の補足説明をお願いいたします。

菰田委員 8番 菰田です。

1番につきましては、駐車場として利用ということです。周りの田は結構草が生えていてこちらについては整備してきれいにされていました。また申請地は若干下がっている土地ですけどスロープをつけて少し改良して使用するという事です。

2番につきましては申請土地のすぐ脇にドッグランの施設がありましてそちらの駐車場として使いたいということで、きれいに整備されていて問題ないと思います。

議 長 次に番号3及び番号4については、鳥山委員が欠席のため、事務局の説明のとおり、問題ないと報告を受けていますので、よろしく願いいたします。

次に番号5及び番号6について、12番 吉野委員の補足説明をお願いいたします。

吉野委員 12番 吉野です。

5番ですが、国道の脇で図面の北側の白い所は駐車場として使用しています。問題ないと思います。

次の6番ですが、施設駐車場の脇で、果樹園の半分を駐車場として設けるということです。問題ないと思います。

議 長 次に番号7及び番号8については、吉清委員が欠席のため、事務局の説明のとおり、問題ないと報告を受けていますので、よろしく願いいたします。

次に番号9について、12番 吉野委員の補足説明をお願いいたします。

吉野委員 12番 吉野です。

番号9ですが、第3種農地で図面の南側にも同じような形で太陽光設備があります。問題ないと思います。

議 長 次に番号11及び12については、松崎委員が欠席のため、事務局の説明のとおり、問題ないと報告を受けていますので、よろしく願いいたします。

担当委員の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）につきましてご説明いた

します。

農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

8ページをご覧ください。

新規設定で、賃借権1件、貸付者1名、借受者1名、田、360㎡です。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号に掲げる事項を満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

その他になりますが何かありますか。

事 務 局 農地の転用事実に関する照会に対する回答について、9ページに記載のとおり報告いたします。

以上で報告を終わります。

議 長 他に何かありますでしょうか。

委 員 なし。

議 長 他にないようでございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上持ちまして令和7年第9回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

(閉会 午後4時37分)

議事録署名人

議長

委員

委員